（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第六条**　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表第一**（第三条及び第四条関係）<br>表一 | **別表第一**（第三条及び第四条関係）<br>表一 |
| （略） | （略） |
| 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） |
| （略） | （略） |
| 第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存 | 第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存 |
| 第一条の二の四十四の二十五第一項の規定による財務諸表等の備置き | （新設） |
| 第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存 | （新設） |
| 第一条の九の規定による帳簿の保存 | 第一条の九の規定による帳簿の保存 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 表二～表四　（略） | 表二～表四　（略） |
| **別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係） | **別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係） |
| （略） | （略） |
| 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 |
| （略） | （略） |
| 第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の記載 | 第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の記載 |
| 第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の記載 | （新設） |
| 第一条の九の規定による帳簿の記載 | 第一条の九の規定による帳簿の記載 |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| **別表第三**（第八条及び第九条関係） | **別表第三**（第八条及び第九条関係） |
| （略） | （略） |
| 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 |
| （略） | （略） |
| 第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 | 第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 |